

## ○福島町議会議会活動評価要綱

(趣旨・目的)

第1条 議会基本条例第17条第2項の規定に基づき、議会活動評価を1年ごとに適正に行うことを趣旨とし、評価の内容を定めることを目的とする。

(評価項目)

第2条 評価項目は、次のとおりとする。新たな項目の追加・変更は、必要に応じ議会運営委員会で検討する。評価様式は別表による。

1 主要評価項目：具体的な項目

- (1) 議会の活性度：①一般質問(人数・項目件数)②質疑・意見交換③討議・討論(本会議)④討議(委員会)⑤議員提案⑥文書質問
- (2) 議会の公開度：①会議の公開②審議記録の公開③審議前会議資料の公開④議会経費の公開⑤視察報告の公開⑥全員協議会の公開⑦会議公開の充実(ライブ中継)
- (3) 議会の報告度：①議会だより・速報版の発行②議会ホームページの運用
- (4) 住民参加度：①各種団体との懇談会の開催(常任委員会活動)②町民と議員との懇談会の開催(議会報告会)③参画者への対応と参加度④休日・夜間議会の開催
- (5) 議会の民主度：①一般質問の改善(一問一答方式、回数・時間制限廃止)②説明委員との対面方式③一般質問の答弁書配布④議会における選挙の改善(正副議長選挙での所信表明)
- (6) 議会の監視度：①長との適切な関係の維持(議員の政治倫理に関する取組の経過)②全員協議会の適切な運用③議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な遂行④一般質問等答弁事項の追跡調査
- (7) 議会の専門度：①所管事務調査の充実強化②政策立案・審議能力の向上・強化③議決権範囲の拡大
- (8) 事務局の充実度：①議場等・委員会室の整備充実②事務局の充実強化
- (9) 適正な議会機能：①法規定以外の執行部附属機関への諮問委員就任廃止②適正な議会経費③議会の自主性強化(通年議会、議会基本条例見直し検討による行動計画)④議会附属機関の設置(議会基本条例諮問会議)⑤系統議長会の体制整備⑥条例の制定・改正
- (10) 研修活動の充実強化：①研修の効率的な取り組み②視察受入れ市町村等

2 評価

- (1) 現年度と過去3年間の評価を掲載する。

3 摘要

- (1) 評価の具体的な状況説明を掲載する。

4 諮問会議意見

- (1) 評価に対する議会基本条例諮問会議の意見を掲載する。

(評価方法)

第3条 議会運営委員会において、評価項目に基づき1年間の議会活動を、議会

実態調査、先進地事例等を参考として、全国・全道等の水準と比較検討し評価を決定する。

2 評価は、次の3段階評価とする。

「○」 概ね一定の水準にある

「△」 一部水準に達していない

「▲」 取り組みが必要

3 任期最終年度に4年間の総合的な評価を行う。

4 議会基本条例諮問会議への諮問事項とし、答申を受ける。

(評価基礎資料)

第4条 評価基礎資料は次のとおりとする。事務局は、必要に応じ随時最新資料を収集し、適正な評価の参考に供する。

1 議会の基礎的資料

(1) 議会の構成、議員名、年齢、学歴、当選回数、政党、歳費

(2) 本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会開催日数(時間)

(3) 一般質問・質疑回数、議員提案、討論回数、議員提案件数

(4) 議員視察研修、報告書

(5) 所管事務調査回数、調査事項

(6) 議員の議案表決状況

(7) 参考人招致、公聴会開催

(8) 会議・行事等出欠状況

2 議会の活性化等状況

(1) 議会の活性度：一般質問者・質疑者・討議者・討論者・議会提案件数、文書質問、審査付託件数、会議開催日数・時間

(2) 議会の公開度：会議・審議記録・審議前の会議記録・議会経費・視察報告・全員協議会の公開、会議公開の充実

(3) 議会の報告度：議会だより発行、議会ホームページ運用、議会への各種報告

(4) 住民参加度：議会報告会開催、参画者への対応・参加度、休日・夜間議会開催等

(5) 議会の民主度：一般質問一問一答方式、対面方式、一般質問答弁書配布、一般質問の回数・時間制限廃止、議会における選挙(正副議長選挙での所信表明)

(6) 議会の監視度：長との適正な関係の維持、全員協議会の適切な運用、議会権能(けん制・批判・監視等)の適切な遂行、一般質問等答弁事項の追跡調査

(7) 議会の専門度：所管事務調査の充実強化、政策立案・審議能力の向上・強化、議決権範囲の拡大

(8) 事務局の充実度：議場等の整備充実、事務局の充実強化

(9) 適正な議会機能：法規定以外の執行部附属機関への諮問委員就任廃止、適正な議会経費、議会の自主性強化(通年議会、議会基本条例見直し検討による行動計画)、議会附属機関設置(議会基本条例諮問会議)、系統議長会の体制整備、条例の制定・改正

(10) 研修活動の充実強化：研修の効率的な取り組み、視察受入れ市町村

等

(評価手交)

第5条 評価結果は、議会活動の現況周知を期待し、町執行部局へ手交する。

(評価公表)

第6条 評価結果は、議会だより・HP・議会白書に掲載し、町民に公表する。

(評価反映)

第7条 評価結果を参考とし、議会活動の活性化に努める。

附 則

平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月15日議会要綱第1号)

公布の日から施行する。

別紙(第2条関係)

年度 福島町議会の評価

評価期間： 年 月～ 年 月  
 評価決定： 年 月 日議会運営委員会

【 評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達していない」 ▲＝「取組が必要」 】

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価				概要
					評価	
1. 議会の 活性化	①一般質問 (人数・項目件数)					
	②質疑・意見交換					
	③討議・討論(本会議)					
	④討議(委員会)					
	⑤議員提案					
	⑥文書質問					
2. 議会の 公開度	①会議の公開					
	②審議記録の公開					
	③審議前会議資料の公開					
	④議会経費の公開					
	⑤視察報告の公開					
	⑥全員協議会の公開					
	⑦会議公開の充実 (ライブ中継)					
3. 議会の 報告度	①議会だより・速報版の 発行					
	②議会ホームページの運用					
4. 住 民 参加度	①各種団体との懇談会の開 催(常任委員会の活動)					
	②町民と議員との懇談会の 開催(議会報告会)					
	③参画者への対応と参加度					
	④休日・夜間議会の開催					

※1「討論」とは、議会の本会議において、表決の前に、議題となっている案件に対し、賛成か反対の議員個々の意思を表明すること。

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価				概要
					評価	
5. 議会の民主度	①一般質問の改善（一問一答方式、回数・時間制限廃止）					
	②説明員との対面方式					
	③一般質問の答弁書配付					
	④議会における選挙の改善（正副議長選挙での所信表明）					
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持（議員の政治倫理に関する取り組みの経過）					
	②全員協議会の適切な運用					
	③議会権能（けん制・批判・監視等）の適切な遂行					
	④一般質問等答弁事項の追跡調査					
7. 議会の専門度	①所管事務調査の充実強化					
	②政策立案・審議能力の向上・強化					
	③議決権範囲の拡大					
8. 事務局の充実度	①議場等の整備充実					
	②事務局の充実強化					
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止					
	②適正な議会経費					
	③議会の自主性強化（条例等制定・改正）					
	④議会付属機関の設置（議会基本条例諮問会議）					
	⑤系統議長会の体制整備					
	⑥条例の制定・改正					
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み					
	②視察受入れ市町村等					

福島町議会の評価に対する諮問会議の意見

